

平成 29 年 3 月 29 日

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に関する 証明書の申請書提出方法について

当工業会は、中小企業等経営強化法における経営力向上設備等に関する税制措置に係る証明書の発行団体になりました。当工業会の取扱い設備要件は下記 2 点です。

1. 【建物附属設備／電気設備／その他のもの】のうち**受変電設備**
2. 【機械及び装置／・・・・／・・・・・・】のうち**受変電設備**

2 項目は、機械及び装置の用途によって設備分類が変わりますが、当工業会の具体的取扱いは、太陽光発電等新エネの発電設備に係る受変電設備です。

制度の概要などは、中小企業庁のウェブを確認お願いします。(3 月 15 日現在)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170315kyoka.htm>

つきましては、証明書発行を希望される中小企業者等の税制申請者は、受変電設備の設備メーカーへ依頼をお願いします。

依頼を受けた設備メーカーは、下記の事項をご留意の上証明申請書の提出をお願いします。

1. 提出書類

次に示す、様式 1～3 に必要事項を記載のうえ、添付資料を添えて申請してください。また、申請書及び添付資料の大きさは、日本工業規格 A4 又は A4 折りとし、一式 1 部を提出してください。

提出書類

- 1) 様式 1 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備に係る生産性向上要件証明の申請書」
- 2) 様式 2 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備に係る生産性向上要件証明書」
- 3) 様式 3 「中小企業等経営強化法の経営力向上設備に係る生産性向上確認内訳表」
- 4) 設備使用の変圧器と旧モデル変圧器のエネルギー消費効率の比較が確認できるメーカー資料
- 5) 受配電設備に係る結線図スケルトン

様式 2 だけ対象設備の種類が【建物附属設備】、【機械及び装置】のいずれかにより使い分けしてください。その他の様式は共用です。

3. 項の記載時の注意事項を参照のこと。

郵送先（連絡先）

〒108-0023 東京都港区芝浦 2-14-5 ユニベル田町ビル 4 階
（一社）日本配電制御システム工業会 税制証明書係
Tel : 03-3436-5510 、 Mail : info@jsia.or.jp

2. 証明書発行手数料

- ①証明書発行手数料は証明書 1 通につき、
（一社）日本配電制御システム工業会会員 1,000 円（税抜き）
上 記 工 業 会 会 員 以 外 3,000 円（税抜き）
- ②証明書再発行の手数は再発行証明書 1 通につき、
会 員 、 非 会 員 と も 1,000 円（税抜き）
紛失、破損、記載事項の訂正等の理由で再発行が必要となった場合は再発行します。

(①②とも)手数料は、証明書発行時に請求書を添えてお送りしますので、指定口座にお振込みください。振込料はご負担願います。

3. 記載時の注意

申請書及び添附資料は次を注意のうえ、記入例を参考に記載してください。

- 1) 申請者は、原則受変電設備製造業者（設備メーカー）とするが、申請者が製造業者同様に内容を正確に判断できる場合はこの限りでない。
必要により、【様式4】により、税制申請者より依頼書の提出を受けてください。
（当会への申請書提出時には【様式4】は不要です）
- 2) 申請書【様式1】及び証明書【様式2】に記載する、企業の代表者名は当該設備に係る組織の代表者名（社長、工場長、部長など）としてください。
- 3) 製造業者は、申請書記入例を参考に、必要事項を記載ください。
- 4) 要件の確認は、変圧器のエネルギー消費効率で行います。
確認は、【エネルギー消費効率確認資料】を参考に記載してください。
なお、当工業会会員以外の申請者の場合、および資料に記載のない製造業者の変圧器を使用する場合は、要件が確認できる客観的資料（パンフレット等）を提出してください。
- 5) 申請書は、事業所（例えば第1電気室、第2電気室等がある場合は全てを含む電気設備）ごとに作成し申請してください。
- 6) 設備全体（例えば第1電気室、第2電気室等がある場合は、全体像が分るようにする）を表した接続図（変圧器の概要が確認できる線接続図又は、簡易スケルトン図等）を添付してください。

(※) 現在実施中（H26～28）の生産性向上設備投資促進税制は3月末で終了しますが、H28年度内に取得済み分の申請として証明書の発行ができます。本申請とは異なりますので専用申請書をご利用をお願いします。

<http://www.jsia.or.jp/zeisei/setsubitoshi.html>

以上